

## 徳島市における特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について

特定事業所集中減算に関して判定した割合が80%を超えた場合において、次のいずれかに該当する場合には正当な理由があると認めます。

### ①サービス事業所が少数である場合

適用条件	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護含む）、福祉用具貸与それぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満である
提出物	・様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェック用紙

### ②事業所の規模が小規模である場合

適用条件	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所の居宅サービス計画総数を判定期間の月数で除した件数をいう。）が20件以下である
提出物	・様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェック用紙

### ③サービスの利用が少数である場合

適用条件	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である  （例） 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件 通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件  以上のような場合、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えた場合には減算が適用される。
提出物	・様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェック用紙

### ④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

適用条件	利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書（参考様式②）の提出を受けており、以下の1又は2の条件に当てはまるものを除いて再計算を行った結果、紹介率最高法人を位置付けた割合が80%以下となる  1. 地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている  2. 利用者が事業所を適正に比較・検討できるように、異なる法人が開設する3か所以上の事業所を提案し、事業所パンフレットなどの資料を活用して十分な説明を行っている
提出物	・様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェック用紙 ・様式2 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェック用紙 再計算用 ・参考様式① 理由書の提出を受けた利用者一覧表 ・参考様式② 居宅サービス事業所の選択に関する理由書 の写し

※提出物の記入方法などはそれぞれの様式を示したエクセルに記載例を載せていますので、参考にしてください。